

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程により、期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

期末特別手当の引き下げ 6月期0.05月分、12月期0.1月分
報酬月額について12月分から0.2%減額
減額された報酬月額の較差分(4月から11月分)を、12月期の期末特別手
当で減額調整

理事

法人の長の改定内容と同じ。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,550	千円 11,884	千円 4,310	千円 356 (地域手当)			※
A理事	千円 13,522	千円 9,376	千円 3,400	千円 281 (地域手当) 465 (通勤手当)			
B理事	千円 13,081	千円 9,376	千円 3,400	千円 281 (地域手当) 24 (通勤手当)			
C理事	千円 11,870	千円 7,816	千円 3,041	千円 941 (地域手当) 72 (通勤手当)			◇
D監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 ()	千円 ()	4月1日		
E監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 ()	千円 ()	4月1日		※

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の内容、方法を見直し、効率化、合理化を推進し、常勤職員数の適正な管理を行い人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定については、勤務評価、個人評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格・降格	昇格: 勤務成績が良好であり、かつ、別に定める昇格基準に達した職員を上位の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
昇給	毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて5段階に設定した昇給区分により決定する。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額引き下げ
本給月額について、平均0.1%減額(概ね40歳台以上の職員)
- ・期末・勤勉手当引き下げ
12月期0.2月分を減額
- ・減額された本給月額等の較差分(4月から11月分)を、12月期の期末手当で減額調整
- ・当分の間、55歳を超える職員(一般職(一)6級以上、教育職5級以上の職員)について本給月額、管理職手当、地域手当、広域異動手当、期末・勤勉手当の支給額を一定率(△1.5%)で減額。なお、育児短時間勤務職員に支給する本給等については算出率を乗じて得た額とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	307人	45.8歳	7,239千円	5,387千円	107千円	1,852千円
事務・技術	119人	43.2歳	5,539千円	4,197千円	136千円	1,342千円
教育職種 (大学教員)	187人	47.4歳	8,335千円	6,155千円	90千円	2,180千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1人					
教育職種 (外国人研究員)	該当者なし					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人研究員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

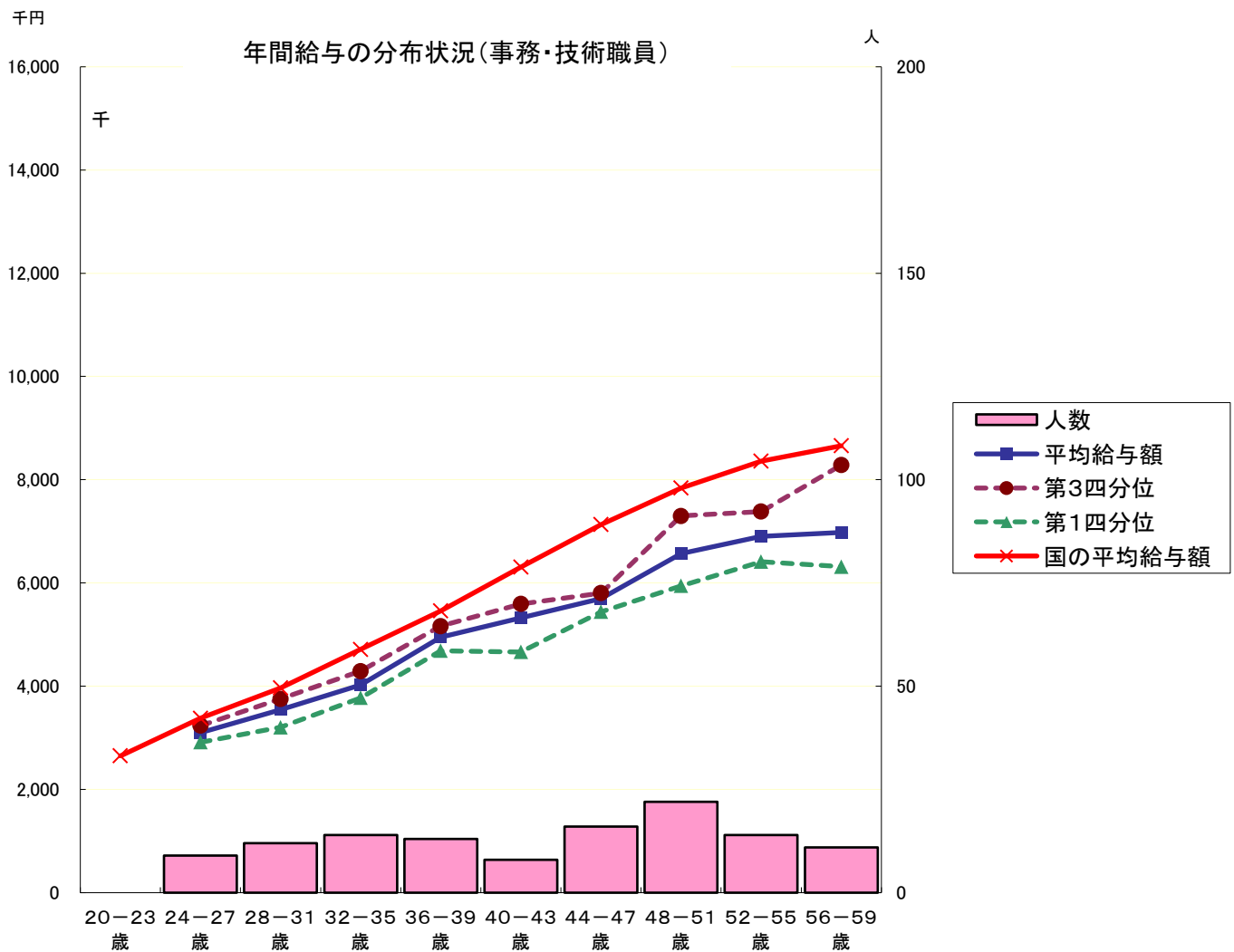
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人研究員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 39	歳 43.2	千円 5,492	千円 5,492	千円 96	千円 0
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 38	歳 42.8	千円 5,514	千円 5,514	千円 86	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人研究員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員(事務・技術)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

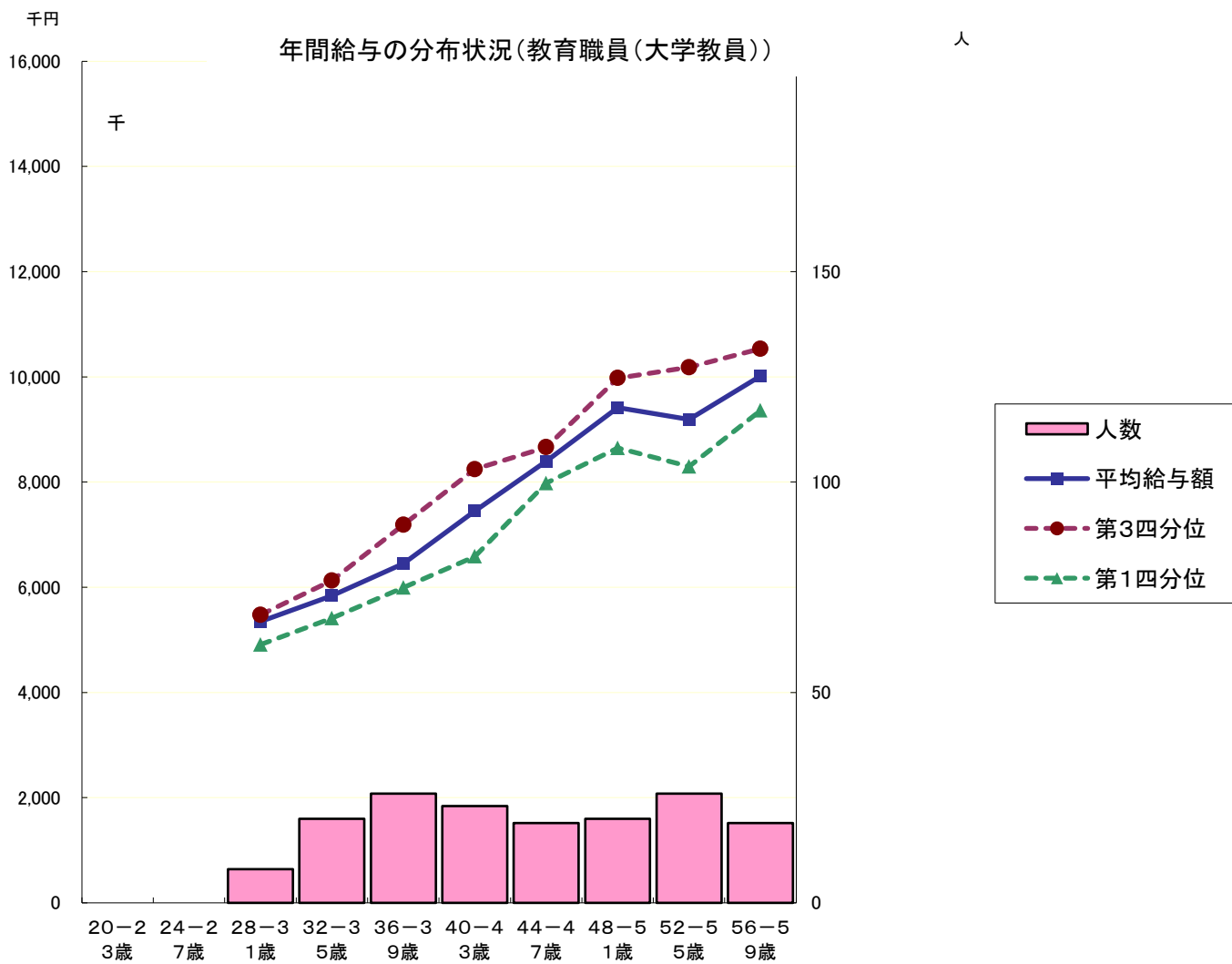


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	1	-	-	-	-	-	-
課長	7	53.9	7,257	7,755	7,755	8,285	
副課長	8	53.5	7,377	7,637	7,637	7,781	
係長	54	47.9	5,527	5,898	5,898	6,320	
主任	11	43.7	4,473	5,123	5,123	5,751	
係員	38	31.9	3,236	3,760	3,760	4,096	

部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	72	56.1	9,686	10,157	10,619		
准教授	60	46.0	7,685	8,071	8,491		
講師	6	41.7	6,325	7,211	8,250		
助教	41	36.0	5,532	5,885	6,194		
助手	8	42.0	4,461	5,219	5,291		

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	119人	該当なし ()%	該当なし ()%	該当なし ()%	1人 (0.8%)	1人 (0.8%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 副課長	副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		10人 (8.4%)	17人 (14.3%)	50人 (42.0%)	27人 (22.7%)	13人 (10.9%)
年齢(最高～最低)		58～49歳	59～50歳	59～36歳	41～26歳	29～24歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,902～ 5,374	千円 5,989～ 4,538	千円 4,895～ 3,431	千円 3,602～ 2,505	千円 2,709～ 2,191
年間給与額(最高～最低)		千円 9,097～ 7,054	千円 7,814～ 6,185	千円 6,469～ 4,590	千円 4,685～ 3,328	千円 3,471～ 2,831

7級及び6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手
人員 (割合)	187人	該当なし ()%	72人 (38.5%)	60人 (32.1%)	6人 (3.2%)	42人 (22.5%)	7人 (3.7%)
年齢(最高～最低)		}	64～45歳	64～34歳	52～33歳	56～29歳	54～30歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 8,863～ 5,988	千円 7,146～ 4,850	千円 6,167～ 4,158	千円 5,352～ 3,727	千円 4,178～ 3,290
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 12,378～ 8,150	千円 9,614～ 6,440	千円 8,297～ 5,727	千円 7,301～ 4,912	千円 5,684～ 4,350

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.2	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.8	% 35.4
	最高～最低	% 51.8～33.0	% 45.3～30.6	% 48.7～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.4	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.6	% 34.2
	最高～最低	% 41.9～32.4	% 36.9～29.4	% 38.6～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.0	% 64.0	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.0	% 36.0	% 38.0
	最高～最低	% 44.9～33.7	% 41.1～30.7	% 42.7～32.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.2	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 32.8	% 34.5
	最高～最低	% 42.9～33.2	% 39.1～29.9	% 41.0～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.1

対他の国立大学法人等

97.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.1	
	参考	地域勘案 90.4 学歴勘案 83.6 地域・学歴勘案 90.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考える。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61.2% (国からの財政支出額 5,200百万円, 支出予算の総額 8,498百万円:平成22年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており給与水準は適切である。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】 欠損額を生じないよう、今後も業務運営に努める。	
講ずる措置	支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており、給与水準は適切である。今後も適正な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,529,625	千円 2,590,744	千円 (%) △ 61,119 (△2.4)	千円 (%) - -
退職手当支給額 (B)	千円 64,877	千円 267,693	千円 (%) △ 202,816 (△75.8)	千円 (%) - -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 718,444	千円 668,829	千円 (%) 49,615 (7.4)	千円 (%) - -
福利厚生費 (D)	千円 371,637	千円 363,824	千円 (%) 7,813 (2.1)	千円 (%) - -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,684,583	千円 3,891,090	千円 (%) △206,507 (△5.3)	千円 (%) - -

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の前年度からの主な増減について

- 給与、報酬等支給総額:対前年度比2.4%減少
 - ・本給, 期末・勤勉手当の引き下げ等改正による減少
 - ・55歳を超える職員の本給, 管理職手当, 地域手当, 広域異動手当, 期末・勤勉手当の引き下げ等改正による減少
 - ・教員の人事計画により, 退職教員の後任者補充を一定期間抑制する人員削減・抑制による教職員数の減による減少
- 退職手当支給額:対前年度比75.8%減少
 - ・教員7名の減少, 事務職員2名の減少によるものである
- 非常勤役員等給与:対前年度比7.4%増加
 - ・競争的資金によるプロジェクト等の遂行に係る特任教員, 研究員の増加 15名
 - ・競争的資金によるプロジェクト等の遂行に係る事務補佐員等の増加 12名
- 法定福利費, 福利厚生費:対前年度比2.1%増加
 - ・非常勤職員の増並びに社会保険適用料率の引き上げによる増加

i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき, 平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に, 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき, 国家公務員の改革を踏まえ, 人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 中期計画において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき, 国家公務員に準じた人件費改革に取り組み, 平成18年度からの5年間に於いて, 5%以上の人件費削減を行う。更に, 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき, 国家公務員の改革を踏まえ, 人件費改革を平成23年度まで継続する。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており, 問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,970,583	2,780,519	2,737,196	2,682,769	2,590,744	2,529,625
人件費削減率 (%)		△ 6.4	△ 7.9	△ 9.7	△ 12.8	△ 14.8
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.4	△ 8.6	△ 10.4	△ 11.1	△ 11.6

注①:「人件費削減率(補正值)」とは, 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり, 平成18年, 平成19年, 平成20年, 平成21年, 平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%, 0%, ▲2.4%, ▲1.5%である。

注②:基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は, 法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし